

空き店舗を活用し新規開業する事業主の皆様へ

中心商店街における空き店舗を活用し、新規開業に伴う経費の一部を助成します。
また、若年者を正規雇用した場合15万円を助成します。

中心商店街空き店舗利用促進事業補助金

1. 空き店舗利用促進事業

(1) 補助対象者
中心商店街において空き店舗を活用し、新規開業する個人、法人、団体等

(2) 補助対象となる業種及び助成額

補助対象者の業種	補助率	補助金の上限額	補助限度額
小売商業、サービス業等を行う者 (一部例外の業種あり)	1/2	170万円以内	店舗賃借料は月額5万円以内 改装費は50万円以内
日本伝統文化等(1)の紹介、体験等を行う者	1/2	220万円以内	店舗賃借料は月額5万円以内 改装費は100万円以内

1 伝統文化、伝統芸能、伝承遊び、日本食文化、伝統工芸及びその他外国人向けにサービスを提供する事業

(3) 対象となる経費

補助対象経費
店舗賃借料 需用費(印刷製本費に限る) 役務費(通信運搬費、広告料、手数料及び筆耕翻訳料に限る) 改装費(建物に附合する工事費。ただし、厨房機器や冷蔵庫などの移動可能な備品類は除く)

2. 若年者雇用奨励金

(1) 補助対象者
空き店舗利用促進事業の助成を受ける者で、新規開業に伴い若年者を正規雇用する者

(2) 補助対象とする要件及び助成額

補助対象とする要件	補助金の上限額	補助限度
雇い入れた日現在の満年齢が39歳以下の者 正規雇用された月において市内に住所を有する者 開業後9か月以内に新たに若年者を雇い入れ、3か月以上継続して雇用されている者	15万円	若年者を正規雇用した場合に、1事業者1回に限る

空き店舗利用促進事業

補助金額	対象経費の1/2 上限170万円 (又は220万円)
対象経費	店舗賃借料(月/5万円を限度) 需用費(印刷製本費に限る) 役務費(通信運搬費、広告料、 手数料及び筆耕翻訳料に限る) 改装費(50万円又は100万円以内)

+

若年者雇用経費

1事業者1回限り

15万円

空き店舗利用促進事業補助金の詳細は、千歳商工会議所HPにてご覧いただけます。

お問い合わせ先

事業全般については 千歳市産業振興部商業労働課 0123-24-0606
補助金の詳細については 千歳商工会議所 商工振興課 0123-23-2175
(補助金の詳細は、千歳商工会議所HPをご覧ください。)
URL: <http://www.city.chitose.hokkaido.jp/cc>